

公益財団法人栃木県農業振興公社新規就農者育成総合対策事業費補助金【就農準備資金】  
取扱要領

制 定 令和4年 6月30日  
一部改正 令和5年 6月16日  
一部改正 令和6年11月 1日  
一部改正 令和7年 6月 2日  
一部改正 令和8年 5月21日

(目的)

第1条 この要領は、公益財団法人栃木県農業振興公社（以下「公社」という。）が、新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）に基づき実施する新規就農者育成総合対策事業費補助金【就農準備資金】に関する取扱いについて定めるものとする。

(就農準備資金の交付対象者)

第2条 就農準備資金の交付対象者は、2から11までの全ての要件を満たすものであって、公益財団法人栃木県農業振興公社新規就農者育成総合対策事業費補助金審査会運営要領に基づき設置された公益財団法人栃木県農業振興公社新規就農者育成総合対策事業費補助金審査会（以下「審査会」という。）において、研修計画が適当と認められた者又は12の要件を満たす者とする。

- 2 就農予定時の年齢が、原則50歳未満であり、次世代を担う農業者となることについての強い意欲を有していること、及び「新規就農者育成総合対策のうち就農準備資金・経営開始資金の交付対象者の考え方」（令和4年3月29日付け3経営第3216号農林水産省経営局就農・女性課長通知。以下「交付対象者の考え方」という。）を満たしていること。
- 3 第4条第1項の研修計画（別紙様式第1号）が次に掲げる基準に適合していること。
  - (1) 「新規就農者育成総合対策のうち就農準備資金等における研修機関等認定要領」（令和2（2020）年2月20日付け経技第1072号通知。）以下「研修機関等認定要領」という。）第2に基づき、就農に向けて必要な技術等を習得できる研修機関等であると栃木県が認めた研修機関等で研修を受けること。
  - (2) 研修期間及び研修内容は、研修機関等認定要領第6の3及び4に定める要件を満たしていること。
  - (3) 農業経営体（派遣研修先である場合を含む。）で研修を受ける場合にあつては、研修機関等認定要領第6第2項第4号ア又はイに定める要件を満たしていること。
  - (4) 国内での最長2年間の研修後に最長1年間の海外研修を行う場合にあつては、以下の要件を満たすこと。
    - ア 就農後5年以内に実現する農業経営の内容が明確であること。
    - イ アの農業経営の内容と海外研修の関連性・必要性が明確であること。
- 4 常勤（週35時間以上で継続的に労働するものをいう。以下同じ。）の雇用契約を締結していないこと
- 5 原則として生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等を受けていないこと。また、過去に本事業、農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知）の別記1農業次世代人材投資事業（以下「農業次世代人材投資事

業」という。)、新規就農支援緊急対策事業実施要綱(令和2年1月30日付け元経営第2478号農林水産事務次官依命通知)の別記1就職氷河期世代の新規就農促進事業(以下「令和元年度補正就職氷河期新規就農促進事業」という。)、新規就農者確保加速化対策実施要綱(令和3年1月28日付け2経営第2558号農林水産事務次官依命通知)の別記1就職氷河期世代の新規就農促進事業(以下「令和2年度補正就職氷河期新規就農促進事業」という。)、新規就農者確保緊急対策実施要綱(令和3年12月20日付け3経営第1996号農林水産事務次官依命通知)の別記1新規就農促進研修支援事業(以下「新規就農促進研修支援事業」という。)、別記5就農準備支援事業(以下「就農準備支援事業」という。)又は新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱(令和5年12月1日付け5経営第2016号農林水産事務次官依命通知)の別記1就農準備・経営開始支援事業(以下「就農準備・経営開始支援事業」という。)による研修計画の承認及び資金の交付を受けていないこと。

- 6 研修終了後に親元就農(親族が経営する農業経営体に就農することをいう。以下同じ。)する予定の場合にあっては、就農に当たって家族経営協定等により交付対象者の責任及び役割(農業に専従すること、経営主からの専従者給与が支払われること等)を明確にすること並びに就農後5年以内に当該農業経営を継承する、当該農業経営が法人化されている場合は当該法人の経営者(親族との共同経営者になる場合を含む。)となる(以下「農業経営を継承」という。)又は独立・自営就農(実施要綱別記2の第5の2の(1)のイに定める要件を満たすものに限る。以下同じ。)することを確約すること。
- 7 研修終了後に独立・自営就農する予定の場合には、就農後(6の親元就農後5年以内に独立・自営就農する場合にあっては、経営開始後)5年以内に農業経営改善計画(基盤強化法第12条第1項に規定する農業経営改善計画をいう。以下同じ。)又は青年等就農計画(基盤強化法第14条の4第1項に規定する青年等就農計画をいう。以下同じ。)の認定を受けること。

(実施要綱別記2の第5の2の(1)のイに定める独立・自営就農の要件)

次に掲げる要件を満たす独立・自営就農であること。なお、交付対象者が農業経営を法人化している場合は、ア及びイの「交付対象者」を「交付対象者又は交付対象者が経営する法人」とウ及びエの「交付対象者」を「交付対象者が経営する法人」と読み替えるものとする。

ア 交付対象者が農地の所有権若しくは利用権(農業上の利用を目的とする賃借権若しくは使用賃借による権利又は農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利をいう。)を有している、又は農地の所有者等との間で締結した特定作業受委託契約によって作業の委託を受けていること。

イ 主要な農業機械・施設を交付対象者が所有し、又は借りていること。

ウ 生産物や生産資材等を交付対象者の名義で出荷・取引すること。

エ 交付対象者の農産物等の売上げや経費の支出などの経営収支を交付対象者の名義の通帳及び帳簿で管理すること。

オ 交付対象者が農業経営に関する主宰権を有していること。

- 8 研修終了後に雇用就農(農業法人等で常勤することをいう。以下同じ。)する予定の場合には、研修終了後1年以内に正社員として期間の定めのない雇用契約を締結する、又は通算5年以上の雇用契約を締結すること。ただし、交付対象者が独立することを前提として雇用就農を行う場合は、就農後5年以内に独立・自営就農する、又は法人の共同経営者と

なること。

- 9 第4条第1項の研修計画の承認申請時において、前年の世帯（本人のほか、同居又は生計を一にする別居の配偶者、子及び父母が該当する。以下同じ。）全体の所得が600万円以下であること。ただし、600万円を超える場合であっても、生活費の確保の観点から支援対象とすべき切実な事情があると公益財団法人栃木県農業振興公社理事長（以下「理事長」という。）が認める場合は、採択を可能とする。理事長は生活費の確保の観点から支援対象とすべき切実な事情があると認めた根拠及び考え方を整理し、県から照会があった場合は提示すること。
- 10 研修中の事故による怪我等に備えて、交付期間が開始するまでに、又は第4条第1項の研修計画の承認申請前に研修を開始している者は承認申請までに傷害保険に加入していること。
- 11 交付対象者は、原則として交付期間内に、農業経営人材育成研修プログラム（農林水産省が経営発展・就農促進委託事業により作成した研修プログラムをいう。以下同じ。）の初級コースなど、農業経営力の向上に資する研修を受講し、修了すること。
- 12 就農準備・経営開始支援事業の第6条第1項の研修計画の承認を受けているが、承認された交付期間に応じた資金の交付が完了していないこと。

（交付金額及び交付期間）

第3条 就農準備資金（以下「資金」という。）の額は、交付期間1月につき1人あたり13.75万円（1年につき最大165万円）とする。ただし、交付対象者が令和7年度以前に研修を開始している場合、令和7年度以前の研修に係る交付金額は、1月につき1人あたり12.5万円とする。また、交付期間は最長2年間とする。

なお、第2条第3項第4号の海外研修を行う者については、交付期間を最長3年間とする。

（研修計画の申請）

第4条 資金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、理事長の別に定める要領（新規就農者育成総合対策事業費補助金募集要領）に基づき研修計画（別紙様式第1号）に必要な関係する書類を添えて理事長に承認申請する。

- 2 第6条第1項により承認を受けた申請者が研修計画を変更する場合は、研修計画（変更）（別紙様式第2号）を理事長に承認申請する。（研修期間の変更を要しない研修内容の追加、月ごとの研修内容の順番の入替え等の軽微な変更の場合は除く。）

（連帯保証人）

第5条 研修計画には、連帯保証人2名の署名・捺印のうえ提出するものとする。

- 2 連帯保証人2名のうち、1名以上は申請者と生計を一にする者以外の者とする。
- 3 理事長は、必要があると認めるときは、連帯保証人の追加又は交替を求めることができるものとする。

（研修計画の承認）

第6条 理事長は、第4条第1項に規定する研修計画の申請を受けた時は、その内容を審査会に付議し、審査の結果、第2条の要件及び「交付対象者の考え方」を満たし、資金を交付して研修の実施を支援する必要があると認めた場合は、予算の範囲内で研修計画を承認し、審査の結果を研修計画審査結果通知書（別紙様式第3号）により、申請者に通知する。

- 2 理事長は、第4条第2項に規定する研修計画の変更申請があった場合は、前項の規定に

準じて承認する。

(資金の交付)

第7条 研修計画の承認を受けた者は、新規就農者育成総合対策事業費補助金【就農準備資金】交付申請書兼請求書(別紙様式第4号)を作成し、理事長に資金の交付を申請する。交付の申請は半年分又は3か月を単位として行うことを基本とし、原則として、申請する資金の対象期間の最初の日から1年以内に行うものとする。また、交付申請の対象期間が3か月未満の場合、申請する額は研修期間を月割りにして算出するものとする。

2 理事長は、前項に規定する新規就農者育成総合対策事業費補助金【就農準備資金】交付申請書兼請求書の申請を受け、申請の内容が適当であると認められた場合は、新規就農者育成総合対策事業費補助金【就農準備資金】交付決定通知書(別紙様式第5号)をもって通知するとともに、資金を交付する。

3 なお、理事長が行う資金の交付は半年又3か月単位を基本としているが、1年分の資金を一括して交付することもできるものとし、資金の対象期間が3か月に満たない場合は1か月単位とする。

(研修実施状況の確認)

第8条 資金の交付を受けた者(以下「交付対象者」という。)は、研修状況報告書(別紙様式第6号)を理事長に提出する。提出は半年ごととし、半年経過後1か月以内に行う。

2 研修状況報告を受けた理事長は、研修機関や農業振興事務所等の関係機関と協力し、「交付対象者の考え方」を満たしているかどうか研修の実施状況を確認し、適切な指導を行う。

なお、研修状況の確認は、公社又は農業振興事務所等が研修状況確認チェックリスト(別紙様式第7号)を使い、以下の方法により行う。

(1) 交付対象者への面談

- ア 研修に対する取組状況
- イ 技術の習得状況
- ウ 就農に向けた準備状況

(2) 指導者への面談

- ア 研修に対する取組状況
- イ 技術の習得状況
- ウ 就農に向けた準備状況

(3) 書類確認

- ア 成績表(成績表が発行されている場合)
- イ 出席状況
- ウ 研修時間及び休憩時間

3 研修終了後直ちに交付対象者が転居する場合等であって、研修状況報告を受けてからでは交付対象者への面談を実施するのが困難なときは、研修状況報告を受ける前に交付対象者への面談を実施することができることとする。

(資金の交付停止)

第9条 理事長は、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、資金の交付を停止する。

(1) 第2条の要件を満たさなくなった場合

- (2) 研修を途中で中止した場合
- (3) 研修を途中で休止した場合
- (4) 第8条第1項の研修状況報告を定められた期間内に行わなかった場合
- (5) 理事長が、第8条第2項の研修実施状況の現地確認等により、「交付対象者の考え方」を満たさない等、適切な研修を行っていないと判断した場合（例：研修を行っていない場合、生産技術等を習得する努力をしていない場合など）。
- (6) 実施要綱別記2の第10の3に定める国が実施する報告の徴収又は立入調査に協力しない場合

#### (交付の中止)

第10条 交付対象者は、資金の受給を中止する場合は中止届（別紙様式第8号）を理事長に提出する。

- 2 理事長は、前項に規定する中止届の提出を受けた場合、又は前条第1号、第2号、第4号、第5号若しくは第6号のいずれかに該当する場合は、資金の交付を中止する。

#### (交付の休止)

第11条 交付対象者は、病気などのやむを得ない理由により研修を休止する場合は休止届（別紙様式第9号）を理事長に提出する。なお、休止期間は原則1年以内とする。

- 2 理事長は、前項に規定する休止届の提出があり、やむを得ないと認められる場合は、資金の交付を休止する。ただし、やむを得ないと認められない場合は資金の交付を中止する。
- 3 交付対象者が妊娠・出産又は災害により研修を休止する場合は妊娠・出産については1度につき最長3年、災害については1度につき最長1年の休止期間を設けることができる。また、その休止期間と同期間、交付期間を延長できるものとし、第12条第1項の研修再開届の提出と併せて第4条第2項の手続きに準じて研修計画の交付期間の変更を申請する。

#### (研修の再開)

第12条 前条第1項の休止届を提出した交付対象者が研修を再開する場合は、研修再開届（別紙様式第10号）を理事長に提出する。

- 2 理事長は、交付対象者から前項に規定する研修再開届の提出を受け、適切に研修することができるかと認められる場合は、資金の交付を再開する。

#### (継続研修)

第13条 交付対象者が、資金の受給終了後、引き続き、就農に向けてより高度な技術、知識等を習得するための研修、進学等（以下「継続研修」という。）を行う場合は、継続研修計画（別紙様式第11号）を作成し、第4条第1項の手続きに準じて理事長に申請するとともに、継続研修開始後1か月以内に継続研修届（別紙様式第12号）を理事長に提出する。

- 2 継続研修は、資金受給終了後、原則1か月以内に開始するものとし、その期間は原則として4年以内とする。

なお、継続研修を行う場合、第19条第3項第2号の研修終了後1年以内とは継続研修の終了後1年以内とする。また、継続研修の期間中は、第8条1項の規定に準じて、理事長に研修の実施状況の報告を行わなければならない。

(就農報告)

第 14 条 交付対象者は、研修終了後、独立・自営就農、雇用就農、又は親元就農した場合は、就農後 1 か月以内に就農届（別紙様式第 13 号）を理事長に提出する。

2 理事長は独立・自営就農する交付対象者から前項に規定する就農届の提出があった場合、農地の権利設定がなされているかを農業振興事務所等と連携し確認する。

(就農遅延報告)

第 15 条 交付対象者は、やむを得ない理由により研修終了後 1 年以内に、独立・自営就農、雇用就農又は親元就農が困難な場合は、理事長に就農遅延届（別紙様式第 14 号）を提出する。なお、就農遅延期間は研修終了後から原則 2 年以内とする。

2 理事長は交付対象者から前項に規定する就農遅延届の提出があり、その内容がやむを得ないと認められる場合、就農の遅延を承認する。また、理事長は就農遅延届の提出があった交付対象者の就農に向けた取組状況を農業振興事務所等と連携し適宜確認し、早期就農に向けたフォローアップを農業振興事務所等に依頼する。

(研修終了後の報告)

第 16 条 交付対象者は、研修終了後 6 年間、毎年 7 月末及び 1 月末までにその直前の 6 か月間の就農状況報告（別紙様式第 15 号）を理事長に提出する。

また、交付期間終了後 6 年の間に離農した場合は、離農後 1 か月以内に離農届（別紙様式第 16 号）を理事長に提出する。

2 理事長は、前項に規定する就農状況報告の提出のあった交付対象者の就農状況を、交付対象者が就農するまでの期間及び就農後、交付期間の 1.5 倍又は 2 年間のいずれか長い期間、半年ごとに確認する。

ただし、第 2 条第 6 項に掲げる親元就農をする場合は、農業経営を継承したという就農状況報告の提出があった時点においても、その状況を確認する。

栃木県外に就農した者は、栃木県農政部経営技術課長等と連携して、就農先の都道府県又は市町村等と協力し、確認する。

なお、理事長は、交付対象者が第 2 条第 7 項の親元就農後に独立・自営就農し農業経営改善計画又は青年等就農計画の認定を就農状況報告の提出期間後に受ける場合にあっては、認定の状況について栃木県農政部経営技術課長を経由して所管市町に確認する。

3 経営開始資金又は経営開始支援資金の交付対象者については、実施要綱別記 2 の第 7 の 2 の (5) のアによる確認結果について、実施要綱別記 2 の第 7 の 3 の (2) の就農準備資金・経営開始資金交付対象者データベース（以下、「データベース」という。）に照会する。

4 雇用就農資金、雇用就農緊急支援資金又は就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業の研修生となっている者の確認結果については、それぞれの事業実施主体に照会する。

5 第 3 項又は第 4 項以外の者は実施要綱別記 2 の第 7 の 2 の (5) のアに準じて確認する。

6 就農状況報告を受けた理事長は、実施要綱別記 2 の第 7 の 2 の (11) のサポートチームと協力し、「交付対象者の考え方」を満たしているかどうか実施状況を確認し、必要な場合は、サポートチームと連携して適切な助言及び指導を行うものとする。なお、就農状況の確認、助言及び指導は、公社又は農業振興事務所等が就農状況確認チェックリスト（別紙様式第 17 号）を用いて、交付対象者の経営状況と課題を交付対象者とともに確認し、青年等就農計画等の達成に向けて経営改善等が必要な場合は、適切な助言及び指導を行うもの

とする。

(1) 交付対象者への面談

- ア 営農に関する取組状況
- イ 栽培・経営管理状況
- ウ 青年等就農計画等達成に向けた取組状況
- エ 労働環境等に対する取組状況

(2) 圃場確認

- ア 耕作すべき農地が遊休化されていないか
- イ 農作物を適切に生産しているか

(3) 書類確認

- ア 作業日誌
- イ 帳簿
- ウ 農地の権利設定の状況が確認できる書類（農地台帳（農地法（昭和27年法律第229号）第52条の2に基づき農業委員会が作成する農地台帳をいう。）、農地法第3条の許可を受けた使用貸借、賃貸借若しくは売買契約書、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号。以下「令和4年改正法」という。）の施行前の基盤強化法第19条の規定に基づく公告があった農用地利用集積計画、令和4年改正法の施行前の農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく公告があった農用地利用配分計画、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定に基づく公告があった農用地利用集積等促進計画、都市農地の貸借の円滑化に関する法律（平成30年法律第68号）第4条第1項の規定に基づく事業計画又は特定作業受委託契約書のうち該当する箇所のいずれかの書類の写し。以下同じ。）

(就農中断報告)

第17条 交付対象者は、研修終了後の就農継続期間中にやむを得ない理由により就農を中断する場合は、中断後1か月以内に理事長に就農中断届（別紙様式第18号）を提出する。

なお、就農中断期間は就農を中断した日から原則1年以内とし、就農を再開する場合は就農再開届（別紙様式第19号）を提出する。

- 2 理事長は、交付対象者から研修終了後の就農継続期間中に前項に規定する就農中断届の提出があり、その内容がやむを得ないと認められる場合、就農の中断を承認する。また、理事長は就農中断届の提出のあった交付対象者の就農再開に向けた取組状況を農業振興事務所等と連携し適宜確認し、早期就農再開に向けたフォローアップを農業振興事務所等に依頼する。

(住所等変更報告)

第18条 交付対象者及び連帯保証人は、交付期間内及び交付期間終了後6年間に氏名、居住地、電話番号等を変更した場合は、変更後1か月以内に住所等変更届（別紙様式第20号）に変更後の住所を証明する書類を添えて理事長に提出する。

(資金の返還)

第19条 次の第2項、第3項に掲げる事項に該当する場合は、交付対象者は資金の一部又は全部を返還しなければならない。ただし、病気、災害等のやむを得ない事情があると理事

長が認めた場合（虚偽の申請等を行った場合に該当する場合は除く。）はこの限りでない。

2 次の各号に掲げる事項に該当する場合は一部返還しなければならない。

(1) 第9条第1号から第3号まで及び第6号に掲げる要件に該当した時点が既に交付した資金の交付期間中である場合にあっては、残りの対象期間の月数分（当該要件に該当した月を含む。）の資金を月単位で返還する。

(2) 第9条第4号に該当した場合は、当該報告に係る対象期間の資金を返還する。

3 次の各号に掲げる事項に該当する場合は全額返還しなければならない。

(1) 第9条第5号に該当した場合

(2) 研修終了後（研修中止後及び第13条の継続研修後を含む。以下同じ。）1年以内に、原則50歳未満で独立・自営就農、雇用就農又は親元就農しなかった場合。ただし、第15条による手続きを行い、研修修了から原則2年以内に独立・自営就農、雇用就農又は親元就農した場合を除く。

(3) 第3条のなお書きにより海外研修を実施した者が就農後5年以内に第2条第3項第4号のアの農業経営を実現できなかった場合

(4) 親元就農した者が、第2条第6項で確約したことを実施しなかった場合

(5) 独立・自営就農した者が就農後5年以内に農業経営改善計画又は青年等就農計画の認定を受けなかった場合

(6) 雇用就農をした者が、第2条第8項の要件を満たさなかった場合

(7) 交付期間（第24条第2項の承認を受けた者は、本事業と就農準備・経営開始支援事業のうち就農準備支援資金との合計の交付期間）の1.5倍（第3条のなお書きにより海外研修を実施した者については5年間。以下同じ。）又は2年間のいずれか長い期間就農を継続しない場合又はその間の農業の従事日数が一定（年間150日かつ年間1,500時間）未満である場合。ただし第17条による手続きを行い、就農を中断した日から原則1年以内に就農を再開し、就農中断期間を除いた就農期間の合計が交付期間（第24条第2項の承認を受けた者は、本事業と就農準備・経営開始支援事業のうち就農準備支援資金との合計の交付期間）の1.5倍又は2年間のいずれか長い期間以上である場合を除く。

(8) 就農後、交付期間の（第24条第2項の承認を受けた者は、本事業と就農準備・経営開始支援事業のうち就農準備支援資金との合計の交付期間）の1.5倍又は2年間のいずれか長い期間以内（第17条による手続きを行い、就農を中断した場合は、就農中断期間を除いた就農期間の合計が交付対象となる研修期間の1.5倍又は2年間のいずれか長い期間以内）に第13条、第14条、第15条、第16条、第17条及び第18条の報告を定められた期間内に行わなかった場合

(9) 虚偽の申請等を行った場合

4 交付対象者は、第2項及び第3項に該当した場合は、返還申請書（別紙様式第21号）を理事長に提出する。

5 理事長は、前項に規定する返還申請書の提出を受け、返還の必要があると認めた場合は、返還請求書（別紙様式第22号）により、交付対象者に通知する。

なお、指定した期日までに当該資金が返還されなかった場合は、理事長は栃木県補助金等交付規則（昭和36年4月10日栃木県規則第33号）第21条に基づき、返還期日の翌日から返還当日までの日数により、計算した延滞金を徴収するものとする。

(返還の免除)

第 20 条 交付対象者は、第 19 条第 1 項のただし書の病気、災害等のやむを得ない事情に該当する場合は、返還免除申請書（別紙様式第 23 号）を理事長に提出する。

2 理事長は、前項の規定により交付対象者から返還免除申請書が提出された時は、その内容を審査会に付議し、審査の結果、前項のただし書のやむを得ない事情として妥当と認められる場合は資金の返還を免除することができる。免除する場合は、返還免除承認通知書（別紙様式第 24 号）により交付対象者に通知する。

(書類の経由)

第 21 条 交付対象者（申請者）が理事長に申請又は提出する関係書類等は、原則として「就農準備資金・経営開始資金等における事務取扱」（令和 8（2026）年 5 月 1 日付け経技第 286 号通知。）第 2 の 2 の（1）のウの別紙 1 に掲げる受付機関に提出するものとする。

なお、受付機関に提出された関係書類等は、栃木県農政部経営技術課長を経由するものとする。

(交付情報等の登録)

第 22 条 理事長は、データベースに交付情報等を速やかに登録するものとする。

(委任)

第 23 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項については、理事長が別に定めるものとする。

(その他)

第 24 条 第 2 条第 12 項に該当する者は、研修実施申請書（別紙様式第 25 号）を作成し、理事長に提出する。

2 理事長は、第 1 項の研修実施申請書の提出を受けたときは、研修実施承認書（別紙様式第 26 号）により、予算の範囲内で承認する。

3 第 2 項の承認を受けた者については、第 4 条から第 20 条まで及び第 22 条の規定にかかわらず、原則、公益財団法人栃木県農業振興公社新規就農者育成総合対策事業費補助金【就農準備支援資金】取扱要領（令和 8 年 5 月 2 1 日付け）第 4 条から第 20 条まで及び第 22 条の規定に基づき手続きを行うこととする。

附則（令和 4 年 6 月 3 0 日付け栃農公第 1 7 8 号）

この要領は、令和 4 年 6 月 3 0 日から施行する。

附則（令和 5 年 6 月 1 6 日付け栃農公第 1 3 0 号）

この要領は、令和 5 年 6 月 1 6 日から施行する。

附則（令和 6 年 1 1 月 1 日付け栃農公第 3 3 2 号）

この要領は、令和 6 年 1 1 月 1 日から施行する。

附則（令和7年6月2日付け栃農公第223号）

この要領は、令和7年6月2日から施行する。

附則（令和8年5月21日付け栃農公第210号）

この要領は、令和8年5月21日から施行する。